

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月11日 12時35分ごろ
発生場所	茨城県東海村豊岡海岸 日立港南防波堤灯台から真方位243°1,460m付近 (概位 北緯36°28.7′ 東経140°36.8′)
事故の概要	漁船あさなぎは、投網作業中、引き綱が推進器に絡んで航行不能となり、砂浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年9月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 あさなぎ、4.9トン IG3-6888（漁船登録番号）、茨城県 第210-54491号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南西流0.2 ～0.3ノット (kn)
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、しらす漁場を調査する目的で、主機を前進にして約3knの対地速力で投網作業中、減速したところ、船尾方からの潮に流された引き綱と風浪の影響を受けた船体とが接近し、引き綱が推進器に絡んで航行不能となり、風浪に流されて砂浜に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.6mであった。
分析	本船は、主機を前進にして投網作業中、減速した際、船尾方からの潮に流された引き綱と風浪の影響を受けた船体とが接近し、引き綱が推進器に絡んだことから、航行不能となり、風浪に流されて砂浜に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、主機を前進に使用して投網作業中、減速した際、船尾方からの潮に流された引き綱と風浪の影響を受けた船体とが接近し、引き綱が推進器に絡んだため、航行不能となり、風浪に流されて砂浜に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・投網作業中、風浪及び潮の影響を考慮し、引き綱及び網と推進器とが接近して絡むことがないように引き綱及び網と推進器との距離

	を十分に隔てること。
--	------------